

奈良県告示第百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和二年八月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

川西町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業川西町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十二年十月二十五日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十二年十月奈良県告示第三百六十二号、昭和五十九年六月奈良県告示第二百四号、平成三年六月奈良県告示第百十一号、平成六年三月奈良県告示第五百九十九号、平成十二年一月奈良県告示第四百九十九号、平成十八年三月奈良県告示第六百四十九号、平成二十三年三月奈良県告示第四百二十九号、平成二十八年三月奈良県告示第五百号及び平成三十年三月奈良県告示第五百六十六号の事業地に川西町大字下永字柳田、大字保田字箕輪、字脇田及び字柿ノ木原並びに大字梅戸字高ノエを加え、川西町大字保田字地ノ脇、大字結崎字岡入及び字北千田並びに大字唐院字北浦地内において事業地を変更する。